

評議員・役員・外部委員
報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人ゆりかご福社会

社会福祉法人ゆりかご福社会

評議員・役員・外部委員

報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりかご福社会（以下「本法人」という）の評議員及び役員（理事及び監事）、外部委員（評議員選任解任委員会）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 評議員及び役員、外部委員が、評議員会及び理事会に出席した時、監事が監査のための業務をした時、その他評議員及び役員、外部委員として業務に携わった時は、日額手当として5,000円の報酬を支払うことができる。常勤する理事長の場合は、月額手当として報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第3条 評議員及び役員、外部委員が本法人に関する職務のために旅費が発生したときは、その旅費について費用弁償として支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額及び方法については、本法人の旅費規程に定める上級職の者に関する規定を準用する。
- 3 実費の額が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 職員を兼務する役員が、職員として旅費の支給を受ける場合は、本規定に基づく役員としての費用弁償は支給しない。

(附則)

この規程は 昭和61年4月1日から適用する。

(附則)

この規程は 平成13年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は 平成22年10月9日から施行する。

(附則)

この規程は 平成27年10月9日から施行する。

(附 則)

この規程は 平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は 平成29年4月1日から施行する。